

鳥取県告示第 892 号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、東伯郡北栄町の地域において営まれる地びき網漁業に係る許可の申請期間を平成 19 年 10 月 25 日から同月 29 日までと定めたので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治